

2017年2月14日

環境大臣 山本 公一 殿

放射線影響安全性評価検討ワーキンググループの議事録に関する質問

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス 理事長 三木 由希子

当法人は、市民の知る権利の擁護と確立を目指して活動する特定非営利活動法人です。 2017 年 1 月 5 日付の毎日新聞朝刊で、中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会の下におかれた放射線影響安全性評価検討ワーキンググループの議事録等が、情報公開請求後に発言の削除・変更などの内容の改変がされた上で、全部公開されていたと報道されました。また、記事によれば、情報公開請求が行われる以前から、請求がされた場合に備えて環境省職員が、「議事録は請求されれば情報公開の対象となる。障りがありそうなところはチェックの上修正して差し替えたい」(1 月 5 日毎日新聞記事)と会議で述べていたとのことです。加えて、会議の配布資料の一部を席上配布資料として回収し、会議次第に掲げられていた当該資料名を削除する方針も説明していたとのことです。

記事によれば、現在 web で公表されている議事録、同じく web で公表されている配布資料に含まれる議事録案、そのさらに前段階の素案があるとのことです。議事録は実際に修正されており、記事によれば素案から削除されたものの中には、環境省の職員の発言で検討の流れに影響を与えるものがあったとされています。会議で用いられた資料の存在を隠蔽し、経緯を正しく記録したものであるべき会議の記録も修正し、政策決定者側の意思で何を記録として残すのか取捨選択がされたともいえるもので、大変問題があると考えます。

また、実際に情報公開請求されると、その時点で保有していた議事録を特定するのではなく、決定期間を延長したうえで、ワーキンググループメンバーに「議事録案」として改めてメールで送信し、修正を受け付けた上で全部公開したとされています。情報公開法においては、請求を受けた時点で行政機関が保有していた行政文書を特定して公開・非公開を判断しなければなりません。情報公開請求を受けてから公開をすることを前提に記録を修正・改ざんが行われれば事実の修正にほかならず、それはもはや情報公開ではなく情報操作となります。

そもそもワーキンググループはしばらくの間、その招集や検討の開始そのものが明らかにされず、設置趣旨、メンバー、開催状況の情報提供すらされていなかったものです。

1999年11月の「中央省庁等改革の推進に関する方針」は、別紙の「審議会等の運営に関する指針」で以下のように定めています。

3. 議事

(4) 公開

- ① 審議会等の委員の氏名等については、あらかじめ又は事後速やかに公表する。
- ② 会議又は議事録を速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保する。 なお、特段の理由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。

ただし、行政処分、不服審査、試験等に関する事務を行う審議会等で、会議、議事録又は議事要旨を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

③ 議事録及び議事要旨の公開に当たっては、所管府省において一般の閲覧、複写が可能な一括窓口を設けるとともに、一般のアクセスが可能なデータベースやコンピュータ・ネットワークへの掲載に努めるものとする。

これを受けた「懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針」では、「1.運営の考え方」で「懇談会等行政運営上の会合については、審議会等とは異なりあくまでも行政運営上の意見交換、懇談等の場として性格付けられるものであることに留意した上、審議会等の公開に係る措置に準ずるとともに、2.の基準により、その開催及び運営の適正を確保した上で、意見聴取の場として利用するものとする。」(下線は引用者)としています。

この指針によれば、「懇談会等行政運営上の会合」であるワーキンググループは、審議会等に準じて、①メンバーの氏名等を速やかに公表する必要があること(その前提としてワーキンググループの招集を明らかすることを含む)、②会議及び議事録を非公開とする場合にはその理由を明らかにしたうえで少なくとも議事要旨は公開していなければならないこと、③議事の記録の公開は一般の閲覧・複写が可能にすること(窓口、webへの掲載)をする必要がありました。しかし、これらが行われる前提であるワーキンググループの招集が公にされなければ、①~③のいずれも成されないのは自明のことです。ワーキンググループの招集が明らかになってから情報公開請求が行われたのは、当然の帰結であります。

これについて、記事によると環境省担当者が「非公開会合は我々が専門家に教えてもらう勉強会のようなもの。当初は全面公開を想定していなかった」と述べてとされています。しかし、ワーキンググループ第1回の配布資料にある「『平成27年度除去土壌等の再生利用に係る放射線影響に関する安全性評価検討ワーキンググループ』の設置について」では設置の目的を「除去土壌等の再生利用における追加被ばく線量の基準等について検討を行う。」としており、「勉強会」ではなく、基準等の検討が行われることを予定していることがわかります。また、「『チェックの上差し替え』というのは議事概要的なものの作成を想定していた」とも説明していると記事ではされていますが、議事概要

とは差し障るものを削除することを容認する記録の形態ではなく、議事の経過が正確に 反映された概要でなければならないことは、公文書管理法が義務付ける、経緯を含めた 意思決定過程を合理的に跡付け、又は検証することができる文書の作成に関する規定から しても明らかであります。

環境省の本件に関する政策形成の公開性、透明性の欠落が、議事録や配布資料の配布 事実の修正問題の背景にあるといわざるを得ません。このような会議運営や情報公開に 対する対応は、行政組織として誠実性を著しく欠き、自らの信頼性をおとしめ、批判や 反対や問題点の指摘に堪えない質の悪い公共政策の形成の要因にとり、消極的な情報公 開に対する姿勢の原因となります。このような悪弊は断ち切られなければなりません。 以上のことを踏まえて、以下の点について環境省としてのご認識をおたずねします。 3月3日までにご回答のほどをお願い申し上げます。

【質問】

- 1 ワーキンググループの招集、メンバーなどが速やかに公開されなかったのはなぜ でしょうか
- 2 会議を招集し検討を行っている会議体の存在を明らかにしないことは、環境省に おいて通常のこととして容認されているのでしょうか
- 3 ワーキンググループの会議を非公開で行うことはどこで合意ないし確認がされた のでしょうか
- 4 第 1 回会議で資料の扱いについて冒頭で「公開請求されたら出す必要はあるが、 基本的には非公開扱いとさせていただきたい」と説明されていますが、情報公開 請求されたら公開するものの非公開の扱いとするとはどのような趣旨でしょうか
- 5 素案とされるものは現在も保存されているのでしょうか
- 6 記事にある環境省職員の発言の削除などはいつの時点で行われたのでしょうか
- 7 議事の記録を「議事概要」として作成する場合、どのような基準で概要に残す記録を取捨選択しているのでしょうか
- 8 情報公開請求を受けた後に、対象となっている行政文書の修正を行うことは、環 境省における通常の処理として認容されているということでしょうか

以上

◆連絡先

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス 〒160-0008 東京都新宿区三栄町 16-4 芝本マンション 403 TEL.03-5269-1846 FAX.03-5269-0944 E-Mail icj@clearing-house.org